

県北広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年4月13日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 395号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字上館第18地割133番1地先から110番5地先まで	新	m 49.0～22.0	m 149.0
	旧	46.0～16.0	149.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成24年4月13日から同年5月13日まで